

認可保育所等保育料の多子軽減制度の拡充のお知らせ

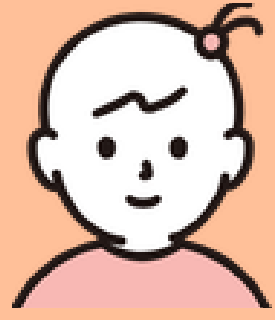
～令和8年9月分から適用します～

※市で世帯状況を確認できていない場合があります。必要に応じて保育・幼稚園課へお問い合わせください。

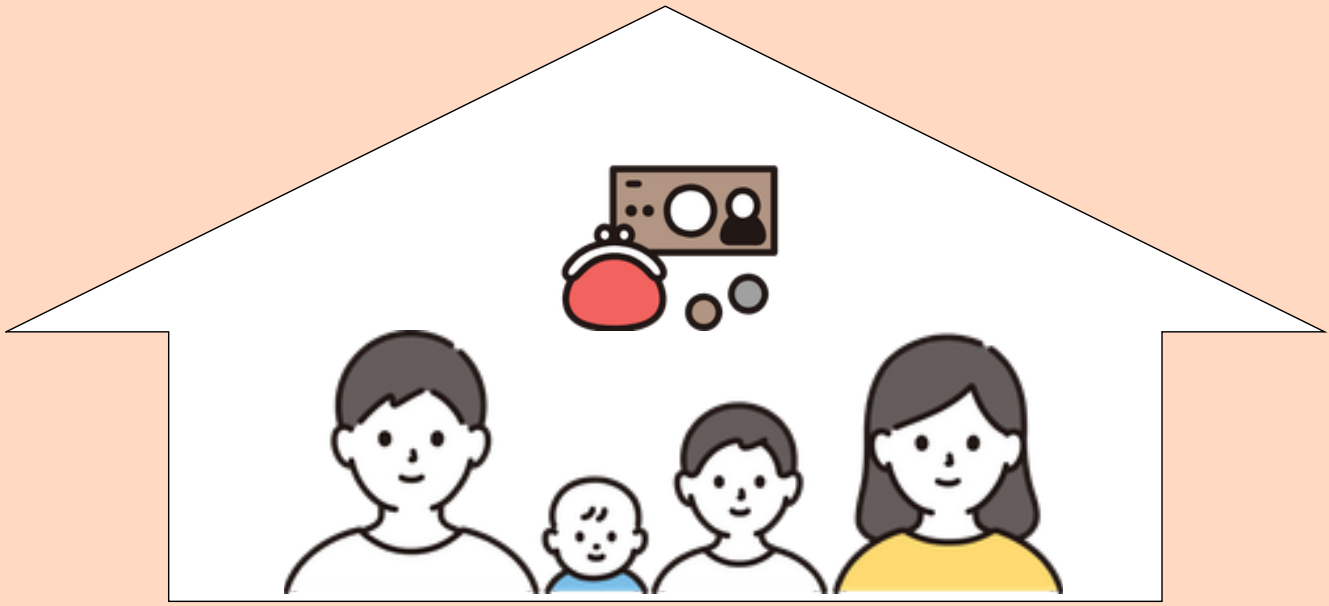
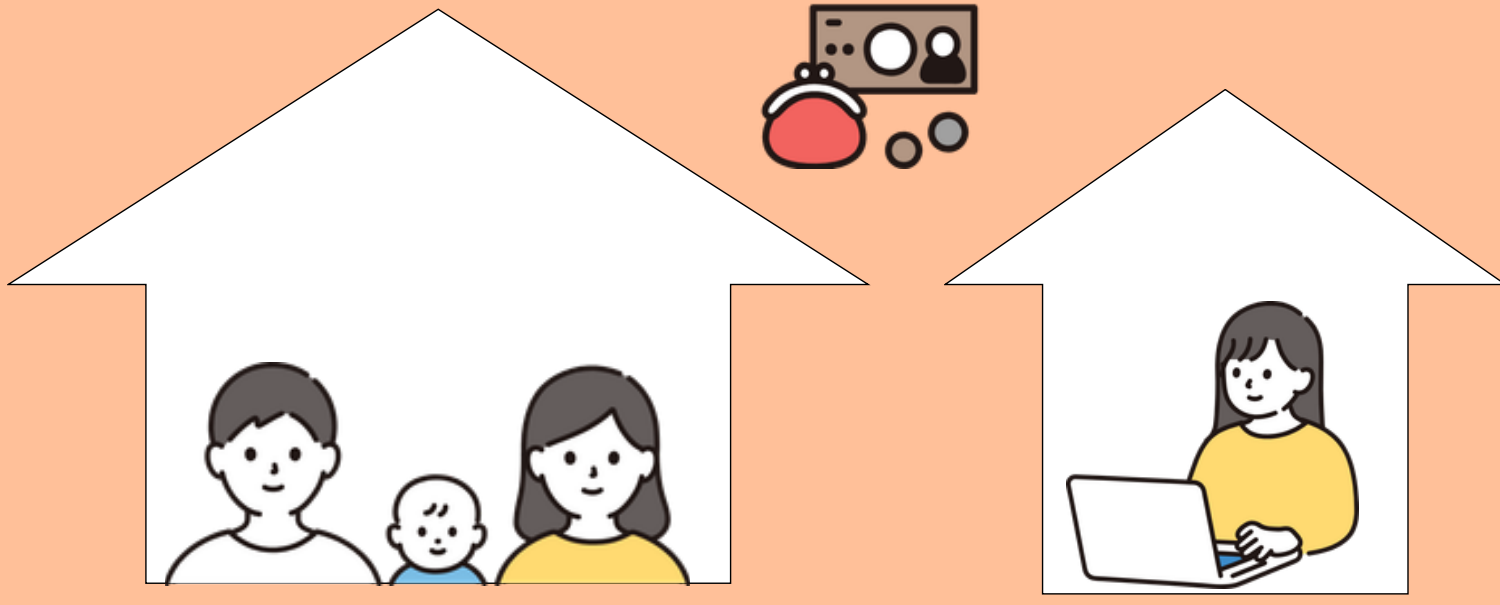
制度概要

令和8年9月分の保育料から、保護者と生計を同じくするお子さんが2人以上いる場合、認可保育所等（※1）の0～2歳児クラスに通う第2子以降の保育料が無償となります。（鎌倉市民限定）
（※1）認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業

拡充イメージ（第1子が小学生、第2、3子が認可保育所の2歳児クラス、0歳児クラスに通う場合）

	令和8年8月分まで	令和8年9月分から
第1子 (小学生) 	<u>＜市民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯＞</u> 第1子としてカウント <u>＜上記以外の世帯＞</u> 第1子としてカウントしない	<u>＜すべての世帯＞</u> 第1子としてカウント
第2子 (認可保育所・2歳児クラス) 	<u>＜市民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯＞</u> 第2子としてカウント（無償） <u>＜上記以外の世帯＞</u> 第1子としてカウント（通常保育料）	<u>＜すべての世帯＞</u> 第2子としてカウント（無償）
第3子 (認可保育所・0歳児クラス) 	<u>＜市民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯＞</u> 第3子としてカウント（無償） <u>＜上記以外の世帯＞</u> 第2子としてカウント（無償）	<u>＜すべての世帯＞</u> 第3子としてカウント（無償）

対象と必要な手続き

世帯状況	第2子保育料 無償化対象	必要な手続き
A 上の子が保護者と住民票及び生計を同一にしている 	対象	なし
B 上の子が保護者と住民票は別だが生計を同一にしている 	対象 （必要な手続きを行った後、市で審査する必要があります。審査後、金額が変わらない可能性もあります。）	あり ①保育料算定に係る申出書（多子軽減）（様式は、市ホームページをご確認ください。） ②在園児と上の子とのきょうだい関係の分かる書類（戸籍等） ③【上の子が18歳以上の場合のみ】 上の子と同一生計であることが確認できる書類（上の子が学生の場合は学生証の写し、その他の場合は扶養主の課税証明書等）

※ご家庭の状況と保育料の算定方法が異なる場合は、「保育料算定に係る申出書（多子軽減）」を保育・幼稚園課にご提出ください。

